

事 務 連 絡  
平成24年2月23日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その5）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料につきましては、平成24年1月31日付の事務連絡により送付したところですが、添付した資料について一部修正等がありました。別添のとおり、資料の修正版を作成しましたので送付いたします。

また、「介護給付費単位数等サービスコード表（案）」及び「介護給付費請求書・明細書記載例（案）」を作成しましたので、併せて送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>  
(インタフェース関係)  
介護保険計画課 システム管理指導官 立川  
電話 03-5253-1111 (内線 2166)  
(介護報酬改定関係)  
老人保健課 調査係 西村 (内線 3960)

## <添付資料>

網掛けは前回事務連絡から追加・変更のあった資料。

今回の事務連絡には追加・変更のあった資料（網掛けの資料）のみ添付している。

変更がない資料（網掛けしていない資料）は、1月31日付事務連絡を参照のこと。

## ○平成24年1月31日付事務連絡からの主な変更点

### I 介護報酬改定関係資料

資料1 介護報酬の算定構造（案）

資料2 介護給付費サービス種類・サービス種類コード（案）

資料3 介護給付費単位数等サービスコード表（案）

資料4 介護給付費請求書・明細書様式体系一覧（案）

資料5 介護給付費請求書・明細書様式（案）

資料6 介護給付費請求書・明細書記載例（案）

資料7 介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表（案）

資料8 特定診療費・特別療養費算定に必要な事業所届出項目（案）

資料9 留意事項について（案）

## II 介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料

資料1 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて（案）

資料2-1～資料2-5 国保連合会とのインタフェースの変更点について

※介護予防・日常生活支援総合事業による変更点は、介護報酬改定等による変更点を追加し、Ⅲにまとめて示す。

資料3 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書様式（案）

資料4-1 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書記載例（案）

資料4-2 介護予防・日常生活支援総合事業費サービス利用票別表記載例（案）

資料5 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について（案）

資料6-1 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコードの考え方について（案）

資料6-2 介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード表（案）

資料7 介護予防・日常生活支援総合事業費の算定構造（案）

資料8 政令市・中核市への事業所指定権限委譲に係る事務の流れ（案）

### Ⅲ インタフェース関係資料

資料1 国保連合会とのインタフェースの変更点について（案）

資料2 共通インタフェースのインタフェース変更案

資料3 都道府県インタフェースのインタフェース変更案  
（別紙）サービス種類コードと体制等状況の関係（案）

資料4 保険者インタフェースのインタフェース変更案

資料5 サービス事業所インタフェースの変更案

資料6 居宅介護支援事業所インタフェースの変更案

本資料は、都道府県、市町村、事業者等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から作成したものであり、具体的な内容については、今後の議論等を踏まえ、変更の可能性があり得るものである。